



九十九里町指令第103号

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証

住所 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号

氏名 株式会社 丸 幸

代表取締役 渡 邊 均

令和2年8月28日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業・処分業については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

令和2年 9月 8日

九十九里町長 大矢吉明



許可番号 第14号

許可期間 令和2年9月20日から令和4年9月19日まで

業の区分 一般廃棄物収集運搬業

取扱廃棄物の種類 可燃ごみ、カン、金属類、ビン類、ペットボトル、粗大ごみ  
紙類、廃プラスチック

許可条件

- ① 九十九里町内の事業系一般廃棄物の収集運搬に限る。
- ② 収集運搬車両は町に申請した車両とする。
- ③ 収集後の事業系一般廃棄物は、申請内容に基づく方法のほかは、町の指示に従うものとする。
- ④ 汚水の発生する廃棄物を運搬する場合は、必ず塵芥車を使用し、汚水が漏れない対策を施すこと。